

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第8期計画期間 第2回会議)

日時：令和3年9月27日（月）
午後6時～

次 第

1 開 会

2 委員長及び委員長職務代理者の選出

3 報 告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について（資料1）
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について（資料2）
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について（資料3）
- (4) 施設の整備状況について（資料4）（参考資料4）

4 議 事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料5)(参考資料5-1～5-6)
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について（資料6）（参考資料6）

5 その他

6 閉 会

資 料

- 資料 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について
- 資料 2 指定地域密着型サービスの事業の廃止について
- 資料 3 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について
- 資料 4 施設の整備状況について
- 参考資料 4 施設整備状況一覧表(令和3年9月1日現在)
- 資料 5 指定地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 5-1～5-6 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業概要
- 資料 6 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
- 参考資料 6 指定地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況等について

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第8期計画期間 第2回会議）議事録

日時：令和3年9月27日（月）18:00

オンライン開催（事務局：健康福祉局第2会議室）

<出席者>

【委員】

折腹実己子委員、草刈拓委員、小坂浩之委員、佐藤善昭委員、田口美之委員、土井勝幸委員、矢吹知之委員長、渡邊純一委員

以上8名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長、山崎介護事業支援課長、雫石介護事業支援課指定係長、稲辺居宅サービス指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(4)及び議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 委員長及び職務代理者の選出

土井勝幸委員から矢吹知之委員を委員長に推薦の意見 → 異議なし

矢吹委員長から渡邊純一委員を職務代理者に指名 → 異議なし

会議の公開、非公開の確認 報告及び議事について非公開 → 異議なし

議事録署名委員については田口美之委員を指名 → 田口美之委員了承

3. 報告

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について(資料1)

(2) 指定地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)

(3) 指定地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料3)

(4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

折腹委員：資料2について、事業譲渡による事業の廃止に伴い、職員や管理者の交代、引継ぎなどはどのようにになっているか。

雫石係長：今回、3事業所が事業譲渡による廃止となっているが、いずれもグループ法人や関連法人への事業譲渡であり、基本的には職員の雇用などについて譲渡後も維持されている。ファミリーレー長命ヶ丘については、人事異動により別事業所の管理者が充てられるということだが、他の事業所についてはスタッフの変更もないと聞いている。

矢吹委員長：事業譲渡は経営的な問題によるものか、もしくは組織の編成等によるものであるか。

雫石係長：今回の廃止理由の事業譲渡については、いずれもグループ法人の中での事業の整理や、配置換えに伴う調整の結果によるものであり、経営上の問題ではないと聞いている。

矢吹委員長：第8期計画が始まったばかりだが、現時点では順調に整備が進む見通しか。

山崎課長：定期巡回・随時対応型訪問介護看護において未整備圏域を含む計画の事前申出があったことや、小規模多機能型居宅介護の事前申出、サテライト型の特別養護老人ホームの選定もあったことなどから、滑り出しとしては順調であると感じている。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料5)(参考資料5-1～5-6)
事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

草刈委員：昨年度までの資料では、基準上の必要人数等の記載がなかったように認識しているが、今期計画から記載するようになったのか。

山崎課長：特に変更は行っておらず、昨年度までも同様の内容であった。

土井委員：参考資料5-1、5-2の小規模多機能型居宅介護事業所について、通いサービスの営業時間が一方の事業所では6時から21時、もう一方の事業所では9時から17時となっている。同じ法人の事業の中でサービス提供内容の違いに特徴があるのか。

雫石係長：6時から21時までの営業を行っている事業所については、夜に入浴サービスを利用し、帰宅後にそのまま就寝されるという生活リズムの利用者がおり、きめ細かな対応をするためにこういった時間設定になっていると聞いている。

折腹委員：資料5-3の地域密着型通所介護事業所について、機能訓練指導員は常勤1名だけで基準を満たせるのか。

山崎課長：基準上は満たしている。

折腹委員：常勤配置で1人なのか。お休みの日があっても大丈夫なのか。

山崎課長：1か月の中で常勤1名分の時間数を満たしていれば足りる。

折腹委員：このサービスにおける機能訓練指導員の資格要件はどのようになっているか。

山崎課長：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師などである。

矢吹委員長：運営法人には他に関連事業所があるのか。1名の配置だと不安があると思うので、連携などができるようになっているか。

山崎課長：将監などに事業所を持っている。

田口委員：同じく参考資料5-3の地域密着型通所介護事業所について、定員10名に対し常勤職員4名の配置だが、採算を取るのが厳しいと思われる。関連法人の利益を配分するので問題ないということなのか。職員は兼務ではなく専任の配置か。

山崎課長：経営に関する詳細な状況は把握していないが、職員に関しては専任で4名の配置である。

田口委員：その事業所のみで収支であれば、10名の定員に対し常勤4名の体制で運営していくのは厳しいと考えられる。今後の指導などにおいて確認してほしい。

折腹委員：参考資料5-5の地域密着型通所事業所について、主な掲示事項に食事代やキャンセル料の記載がないが、どのようになっているか。

栗石係長：こちらの事業所は営業時間が9時30分から12時15分、および、13時から16時15分と、短時間でリハビリをメインとしたサービス提供を行い、食事の提供は行わないこととしている。また、キャンセル料も事前に連絡を頂くということをお願いした上で現時点では設けていないとのこと。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料にある事業者を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料6)(参考資料6)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

草刈委員：参考資料6について、看護小規模多機能型居宅介護事業所の実地指導における改善指示事項である「医療保険による訪問看護」については、医療保険と介護保険の請求が重複していたということか。

稲辺係長：本来7日分減算すべきところ1日分しか減算されていなかったものである。

草刈委員：医師からの指示書は的確に出ており、事業所が日数の算定を誤ったということか。

稲辺係長：その通りである。

小坂委員：同じく参考資料6の看護小規模多機能型居宅介護事業所について、改善指示事項に運営推進会議に関する記載があるが、コロナ禍において仙台市では事業所に対し、運営推進会議の開催についてどのような指導を行っているのか。

山崎課長：コロナウイルスの感染状況を鑑みて、書面開催などの代替手段でも可としているところである。かなり長期にわたっているが、今の段階ではそのような対応を継続している。

佐藤委員：先ほどの資料に戻るが、参考資料5-3の地域密着型通所事業所について、看護

職員の配置は0名となっているが、基準上では、看護職員と介護職員のどちらか常時1名の配置で可となっているのか。

雫石係長：その通りである。

矢吹委員長：参考資料6について、改善指示事項には重要な指摘も多く含まれていると思うが、現在は改善したことが確認されているのか。

山崎課長：改善指示事項については、その後改善されていることを確認している。

矢吹委員長：特に罰則などもなかったということか。

雫石係長：程度問題によるが、今回のような内容であれば、指導・助言を行い、改善がみられる場合については、行政処分などは行っていないところである。

佐藤委員：参考資料6の認知症対応型共同生活介護事業所について、改善指示事項が「勤務体制の確保等（研修等）」となっており、「研修の内容が主にマニュアルの確認のみであった」とのことだが、朝の打合せや、介護職員が集まって行う研修の時間をとっていなかったのか。

雫石係長：朝の申し送りの時間は確保されていたようであったが、勤務体制の確保ということで、事故防止や虐待などについて様々な研修を行うことになっているが、職員が集合しての勉強会のような形式ではなく、各自マニュアルを確認する程度にとどまっていたことから、指導をしたものである。

折腹委員：実地指導の実施頻度は、指定と更新の間に1回のみか。

雫石係長：厚労省より、指定基準である6年に1回は最低限行うように自治体に向けて指導・助言がなされており、サービスによって頻度に違いはあるものの、本市においても少なくとも6年に1回行うこととしている。

折腹委員：今回、令和2年度に実地指導が行われていない5つの事業所についても、文書等による実地指導が行われ、特に問題がなかったために更新するという事になっているのか。

雫石係長：書面による実地指導は行っていないところであるが、6月に集団指導を行い、各事業所に気を付けていただきたい点や今回の制度改正についてまとめた資料をホームページに掲載し、受講報告とし、各事業所より資料を確認したことや疑問点などの報告をいただいた。その上で今回の事業所については問題がないと判断しているところである。

矢吹委員長：制度改正により令和6年3月31日までの経過措置が設けられている規定（虐待の防止に係る措置や認知症介護基礎研修の受講など）の項目についても、実地指導において確認しているのか。

雫石係長：この辺りの項目については、経過措置が設けられていることもあり、まだ準備を進めている段階という事業者が多いと確認しているところである。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

矢吹委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

矢吹委員長：今年度からの地域支援事業の中に、グループホームにおける認知症伴走型支援事業が新たに追加されている。地域包括支援センターと連携して行う家族支援の事業であるが、新規事業のためなかなか手を挙げるところがなく、厚労省でも苦労して様々な通知などを発出しているところである。仙台市においては、既に取り組んでいたり、これから取り組むグループホームがあるかどうか、また、仙台市として推進していくのかどうかなどについて、分かる範囲の情報があればご教示いただきたい。

山崎課長：本市における進捗状況や具体的な情報についてはまだ持ち合わせていないところである。

矢吹委員長：介護保険審議会の2つの委員会においてまたがる事業であると思うので、縦割りにならず推進していただきたいところである。地域包括支援センターと事業所が連携して行う事業であり、地域包括ケアの観点からも重要な事業であると思うので、また情報があれば共有していただきたい。

山崎課長：次回までに確認しお示ししたい。

矢吹委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第8期計画期間 第3回会議)

日時：令和4年1月6日（木）
午前10時～

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5)

3 議 事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6)
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料7)(参考資料7)
- (3) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護整備事業(建設補助あり)の応募状況及び選定について(資料8)(参考資料8)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 小規模多機能型居宅介護(建設建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護及びの募集結果について
- 資料 2 地域密着型特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について
- 資料 3 指定地域密着型サービスの事業の廃止について
- 資料 4 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について
- 資料 5 施設の整備状況について
- 参考資料 5 施設整備状況一覧表(令和 4 年 1 月 1 日現在)
- 資料 6 指定地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 6 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業概要
- 資料 7 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
- 参考資料 7 指定地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況等について
- 資料 8 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護事業(建設補助あり)の応募状況及び選定について
- 参考資料 8 資料 8 に係る地域密着型サービス事業計画、評価項目にかかる基準省令・解釈通知

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第8期計画期間 第3回会議）議事録

日時：令和4年1月6日（木）10:00

オンライン開催（事務局：健康福祉局第2会議室）

<出席者>

【委員】

折腹実己子委員、黒島武志委員、佐藤善昭委員、田口美之委員、土井勝幸委員、矢吹知之委員長、渡邊純一委員
以上7名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長、北村介護保険課長、山崎介護事業支援課長、雫石介護事業支援課指定係長、磯田施設指導係長、稲辺居宅サービス指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(5)及び議事(1)～(3)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービス事業の廃止について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5)

事務局より説明

資料2及び資料3の訂正について説明。

矢吹委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

黒島委員：資料3について、2つ目の地域密着型通所介護事業者の廃止理由は。

雫石係長：資料にも記載のとおり建物の不具合によるものであり、具体的には配管の不具合とハネアリ被害によるものということである。

田口委員：(事業譲渡による廃止申請は今回取り下げとなった事業所に関する内容ではあるが、)修正前の資料に記載があった事業譲渡による廃止について、今回のように規模の大きい法人から小さい法人への譲渡というのは珍しいように思うが。

雫石係長：修正前の資料に記載があった事業譲渡については、現在の運営法人が認定医療法人へと移行するためにグループ法人に同種の事業を集約するためと聞いている。事業者の都合により、当初の予定であった2月末での廃止及び3月1日付の新規申請を取り下げ、4月1日に他の事業所分もまとめて事業譲渡を行う予定とのことで急遽資料の内容に修正が生じた。この件については次回開催の委員会で改めて報告する予定である。

折腹委員：3か月での廃止となった地域密着型通所介護だが、事業開始前に事業所の状態の確認を行い、不具合を把握することはできなかったのか。

雫石係長：事業開始前に当課の職員が指定前検査として事業所を訪問するが、その目的は、指定基準等に沿った適正な運営ができる事業所かどうかの確認となっている。一連の流れで確認できることもあるのかもしれないが、通常、指定前検査でトイレの配管の不具合等、今回の廃止理由となった問題点を把握することは難しいのではないかと考える。また、事業者にとっても想定外のことであったようだ。

折腹委員：資料1より、小規模・看護小規模多機能型居宅介護の事業の事前申出はなかったということか。参考資料5によると、看護小規模多機能型居宅介護事業所は青葉区において著しく少ないようだが、何らかの対応はできないのか。

雫石係長：資料1に記載している小規模・看護小規模型居宅介護の事前申出は建設費補助なしの随時募集のものであるが、建設費補助ありの公募のものには応募があった。後ほど議事事項においてご説明する。事業所の配置バランスについては、本市としても課題と感じており、公募における要件の検討などにより対応してきたいと思う。今年度は、いわゆる「建て貸し補助」の導入を行った。

矢吹委員長：今年度は整備計画の1年目であるが、滑り出しとして整備状況はいかがか。

雫石係長：今年度は、過去数年間応募がなかった地域密着型特別養護老人ホームや、建設費補助ありの小規模・看護小規模多機能型居宅介護事業において応募があったことなどから、計画1年目の滑り出しとしては順調であると感じている。

田口委員：資料1によると、地域密着型通所介護の事前申出が2件あるとのことだが、以前から本委員会の場で度々お伝えしているとおり、定員10名という規模では採算が取れないと考えている。小規模事業所の新規申請を認めていない自治体もあり、本市でも申請を制限するなどの対策をしたほうが良いのではないかと。経営が不安定な事業者を指定することには問題点があることを認識してほしい。

矢吹委員長：資金はないが熱意がある事業者や、反対にできるだけコストを削ることを優先した運営を行うような事業所もあると思われ、判断は難しいところ。指定前にそのような状況を読むことは難しいと思うが、法人の背景の調査や運営の支援に努めることが大切な課題であると思う。

田口委員：地域密着型通所介護の介護報酬は、通常規模の通所介護と比べて15～16%ほど高い。自分たちの業界では通常規模との報酬の格差解消の要望を出している。サービス種別間で競争関係になり得るということも把握してほしい。

雫石係長：田口委員より、以前より地域密着型通所介護の経営上の懸念についてご指摘いた

だいていることは認識している。指定前に事業者の経営状況に問題ないかを確認することはなかなか難しいが、熱意を感じる事業者もあり、今後も必要な支援を行っていく。

矢吹委員長：ケアの質をどのように担保していくのかということは重要である。宮城県が令和2年12月に公表している高齢者虐待に関する調査結果について、令和元年の施設従業者等による虐待の件数は、小規模多機能におけるものが1件、グループホームにおけるものが2件であった。地域密着型通所介護に関するものはなかったようだが、今後も問題がないようにしないといけない。令和3年4月の省令改正で、虐待防止に関する規程等の追加もあったことから、市でも確認を行ってほしい。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6)

事務局より説明

資料6及び参考資料6の訂正について説明。

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

⇒質問なし。

矢吹委員長：意見がなければ、資料にある事業者を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料7)(参考資料7)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

折腹委員：参考資料7について、コロナウイルスの影響により実地指導の実施がないまま更新する事業所があるが、リモートでの指導を行う予定などはないのか。

栗石係長：今年度は緊急事態宣言が出されていたこともあり、実地指導については、年度途中でも中止や見合わせの対応を行っていたところ。なお、集団指導については、ホームページへの資料掲載等により行ったが、その後の実地指導の状況を見ると、情報が伝わりにくい部分もあったのではないかなど課題もあった。介護支援専門員の研修はオンラインで開催しており、集団指導についても、今後はオンラインで開催することも含め検討していく。

黒島委員：参考資料7において、認知症対応型共同生活介護事業所で管理者が必要な研修を受講していなかったとあるが、現在は改善されているのか。

山崎課長：その後研修を修了したことを確認している。

矢吹委員長：これは事業所側の不注意によるものか、もしくは意図的なものか。

栗石係長：事業所の不注意によるものである。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

(3) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護整備事業（建設費補助あり）
の応募状況及び選定について(資料8)(参考資料8)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

土井委員：N1の計画は住宅型有料老人ホーム併設となっている。地域密着型サービス事業所に併設施設がある場合、仙台市ではサービス提供の割合が50%を超えないよう指導していると思うが、理解した上での応募ということか。

雫石係長：その旨の説明をHPでの記載等により行っている。

土井委員：例えば看護小規模多機能の事業所で定員が29名であれば、住宅型有料老人ホームの利用者は14人を超えられないということか。

雫石係長：現時点では、法的な強制力のあるものではなく、基準省令の解釈通知で示されているような条例の規定や指定の条件などで義務付けまで行っているものではない。事業者には努力義務として理解した上で事業を行ってほしい。

田口委員：仙台市ではそのような規定をしているのか。事業者からはそのような縛りをなくしてほしいという声もあり、自分たちのグループから要望を出したこともある。参入する事業者が増えないサービスがあることを考えると、そのような縛りを課すことはいかなものか。

雫石係長：全体的な動向としては、給付費の適正化の観点から、今年度の制度改正においても、訪問、通所系の全サービスにおいて、いわゆる「囲い込み」の制限に関する基準が設けられるなどしているところ。サービス提供の割合を「50%以下」とすることが妥当かについては検討の余地があるかもしれないが、地域密着型サービスである以上、少なくとも半数以上は外部にもサービスを提供していただきたいという考えの元、そのような取扱いとしている。囲い込みの防止については事業者側に引き続き理解を求めたい。

田口委員：囲い込みの防止を強化していく動きがあり、いかなものかと思っている。

矢吹委員長：囲い込みについては、外部からサービス提供の実態が見えにくくなってしまいう等、ケアマネの資質にもよるが、ケアの質の担保が難しくなってしまう。他市町村の動向なども見ながら、総合的に検討していかなければならない大切なことである。

折腹委員：N1の事業計画書には記載事項の重複があるが、不備ではないのか。

雫石係長：応募を受け付けた段階では、書類の不足等については、補正を命じて追加提出していただいているものの、計画書の記載内容については、不備があつて修正を行った事業者の方が、不備がなく修正を行わなかった事業者のものよりも質的によくなってしまふことを避けるため、補正までは求めていなかったもの。不備については、今回ご指摘いただいたものも含めて、今後のヒアリング等を通して確認していく。

折腹委員：事業計画書にこのような誤りがあることは、応募事業者としての意識が問われる

と思うので、今後しっかりと確認してほしい。

黒島委員：N1の事業計画書では他にも登録定員の記載に齟齬があるように思われるが。

雫石係長：おっしゃるとおり、誤りと思われる箇所をこちらでも把握しているため、今後のヒアリング等を通して指摘や確認をしていく。

田口委員：そもそも事業計画書の記載事項に、趣旨が重複している項目があるのでは。

雫石係長：今回に関しては事業者が記載する過程で記載項目自体が別の内容に変わっているようであり、編集する際のミスと思われる。今後のヒアリング等を通して指摘や確認をしていく。

矢吹委員長：今後も記載の誤りが続くようであれば、記載しやすいような様式への変更等も検討するべきではないか。

雫石係長：今回いただいたご意見等も踏まえて、改善に向けて検討させていただきたい。

4. その他

矢吹委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

土井委員：資料5によると、今計画での特定施設の選定は0となっているが、今年度については今後募集が行われるのか。

雫石係長：応募の受付が終了しており選考を行っているところである。次回の委員会の際には資料上に数字が反映されている予定である。

矢吹委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第8期計画期間 第4回会議)

日時：令和4年3月24日（木）
午前10時～

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護事業(建設費補助あり)の事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5)

3 議 事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6-1～6-7)
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料7)(参考資料7)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 小規模多機能型居宅介護(建設建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護及びの募集結果について
- 資料 2 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護事業(建設費補助あり)の事前協議事業者の選定結果について
- 資料 3 指定地域密着型サービスの事業の廃止について
- 資料 4 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について
- 資料 5 施設の整備状況について
- 参考資料 5 施設整備状況一覧表(令和 4 年 3 月 1 日現在)
- 資料 6 指定地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 6-1~6-7 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業概要
- 資料 7 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
- 参考資料 7 指定地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況等について

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第8期計画期間 第4回会議）議事録

日時：令和4年3月24日（木）10:00

オンライン開催（事務局：健康福祉局第2会議室）

<出席者>

【委員】

折腹実己子委員、黒島武志委員、小坂浩之委員、佐藤善昭委員、矢吹知之委員長、
以上5名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長、北村介護保険課長、山崎介護事業支援課長、零石介護事業支援課指
定係長、磯田施設指導係長、稲辺居宅サービス指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(5)及び議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護事業(建設費補助あり)の事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービス事業の廃止について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

折腹委員：質問が2点ある。1点目は、資料3の事業所の廃止について、認知症対応型通所介護の廃止理由が人員不足によるものとあるが、職員の不足ということか。2点目は、資料5の施設の整備状況について、今年度は第8期計画の1年目であったが、計画初年度として、整備状況や今後の見通しについてどのように考えているか。

雫石係長：1点目の廃止の理由については、職員の不足ということだ。利用者の減少がある中で、法人内の事業所間で職員の配置を調整していたが、難しい状況になったため、最終的な判断として廃止に至ったということだ。

折腹委員：様々な事業所を運営している大きな法人であり、そのような法人において職員のやりくりが難しいというのは大変な状況であったと思われる。これまでもそういった状況が続いており、廃止となったのか。

雫石係長：ご指摘の通り、大きな法人が運営する事業所であるため、経過を確認していたところであるが、利用者の減少が続く中、人員配置等について、採算の面も含めて様々検討を行った上で、最終的に廃止に至ったということだ。

山崎課長：施設の整備状況については、公募を行っているものについては順調に応募があり、選定を行っているところである。

矢吹委員長：資料4の指定事項変更について、所在地の変更に伴う事業所名称の変更ということであるが、移転の理由はどのようなものであったか。

雫石係長：事業所の建物に耐震上の問題があるため継続使用できなくなり、移転先を探していたが、今回適切な場所が見つかったため移転したということだ。

矢吹委員長：今回のように、耐震性について不安を抱えていたり、津波等の災害が予想される地域に立地しようとしている事業所もあると思うが、そのような危険性について、指定前の段階であらかじめ調査を行うことはあるのか。

雫石係長：特別養護老人ホームやグループホーム等の公募の際には、あらかじめハザードマップや関係部署への確認を行い、建築規制がないか等を確認した上で応募いただいている。また、公募ではない場合にも、明らかに災害の危険性があるエリアに立地しているといった事業所については、申請時や指定前のヒアリングの際に事業者側に確認を行っているところである。

矢吹委員長：特に仙台や東北については災害が多い地域であることから、安全に生活ができる環境づくりを指定の段階から慎重に行うことができればと思う。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について（資料6）（参考資料6）

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

小坂委員：参考資料6-6、6-7の地域密着型通所介護事業所について、人員基準は満たしているようだが、昨今の感染症の問題がある中で、スタッフが出勤できないという事態が発生した場合には、フォロー体制はどのようになっているのか。

山崎課長：感染が発生した場合には保健所の指示に従い、感染防止対策や事業所の一時営業停止により感染拡大防止を行うといった対応をすることになる。事前の指導と

しては、感染拡大防止のための留意点について周知を図っているほか、保健所の指導や当課との連携により対策を行っているところである。

折腹委員：参考資料 6-3 の認知症対応型共同生活介護事業所について、主な掲示事項に管理費や水道光熱費の記載があるが、他の事業所においても同じような項目の費用負担を求めているのか。

雫石係長：利用料金の設定については事業所により異なるが、定額で定めているところもあれば、実費で徴収しているところもある。

矢吹委員長：事業所の名称については、何か制約のようなものはあるのか。事業所名の付け方によっては、何のサービスか分かりづらいことがある。

雫石係長：事業所名称については特段の規制はない。これまで申請があった際に名称が不適切ということで差戻したという事例はない。

矢吹委員長：これまで、様々な事業所名があると感じてきたところだが、仮に明らかに不適切なものであれば指導を行う必要があると思われる。

折腹委員：定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、参考資料 6-1 に新規事業所の記載があるが、市内で事業を行っている事業所は他にあるか。

雫石係長：今回の事業所を指定すると市内に約 10 事業所となる。サービス提供エリアについては今回の指定をもって全エリアがカバーされることになる。

折腹委員：サービス提供エリアが広範囲にわたるため、大変な事業であると思うが、特に夜間の対応がしっかりと行われるようにしてほしい。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料にある事業者を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について (資料 7) (参考資料 7)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

折腹委員：今回、認知症対応型共同生活介護で身体的虐待により過去に処分を受けた事業所があるということだが、虐待を行った職員はその後も継続して勤務しているのか。事業所において、具体的に改善が確認されていることから更新を行うのだと思うが、他の事業所の改善指示事項においても、研修の未実施による指摘が見られる。事業所においては、継続的に研修が行われる必要がある中で、研修時間や質の確保が難しい状況にあると思う。適切に研修が行われない場合、他事業所でも同様の事例が発生する懸念があると思われる。研修の実施について、市や他の機関からの支援の状況についてもご教示願いたい。

雫石係長：虐待を行った職員や管理者は退職している。厚労省の統計の中で虐待の原因として大きく取り上げられているのは、個人の資質の問題というよりは、研修や教育

の機会の確保といった組織的な体制に問題があるという原因分析が行われている。実地指導の際には、形式的な確認だけではなく、研修の議事録も確認し、実のある内容になっているか、必要に応じて指導・助言を行っている。また、全事業所へのフィードバックとして、例年6月頃に集団指導として、前年度の集団指導の状況や、国の動向も踏まえながら虐待についても取り上げ、基本的な知識の周知や、資料の掲載を行っているところである。

折腹委員：職員の退職等で入れ替わりがあった際に、高齢者と接する経験が浅い職員に対する適切な指導や教育、具体的なケアのOJTが非常に大切であると思う。同様の事案の発生がないよう、事業所の職員の方には自らのケアの質を見極めていただけるような環境づくりをしていただきたいと思う。

矢吹委員長：虐待等の発生は職場風土の問題であるため、経営者が虐待や身体拘束は行わないと宣言しない限り、管理者レベルでは法人の風土が変わりきらず、同様の事例が繰り返されてしまうという問題がある。やはり、実地指導では管理者への指導のみとなっているのか。

雫石係長：通常の実地指導では管理者への指導が多いが、法人によってはエリア内の事業所を統括している法人スタッフが同席することもあり、その場合には指導対象の事業所だけではなく、法人内の他事業所についても同様のご対応をいただきたい旨説明しているところである。

矢吹委員長：過去の改善指示事項を見ると、積み重なった場合に虐待の事案につながってしまうのではないかという指摘事項も見られるので、市の指導により、事案の発生防止につながっていると思われる。集団指導においても、虐待についての指導を行っているということによろしいか。

雫石係長：虐待についての指導も、資料の掲載等により行っているところである。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

矢吹委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

折腹委員：コロナの感染状況がなかなか収束しないところであるが、グループホームなどの事業所内での感染状況がなかなか見えづらいため、把握している情報についてご教示いただきたい。また、事業所職員も大変な状況に置かれ、感染防止対策に大変気を遣っていると思うが、面会の規制等がある中での感染対策等についてもご教示いただきたい。

山崎課長：グループホームに限らず、第6波では1月～2月にかけて施設での感染が多く、有料老人ホームやグループホームでクラスターの発生もあった。感染者の発生の際

には報告をいただいております、保健所とも連携をとり、ゾーニングや必要があれば医師の派遣、迅速な入院等の働きかけを行っている。

折腹委員：職員の感染状況についてはいかがか。

山崎課長：第6波では職員からの感染も多く発生し、職員の家庭内で感染したケースも多かったが、必ずしもそこから施設でのクラスターにつながっているということではなく、ワクチン接種やマスクや手洗い等といった基本的な感染対策の実施が関わっているように感じられる。

佐藤委員：今回指定を行う事業所については、基準上必要な人員を満たしているようだが、事業所の職員から話を聞いたり、スタッフ募集のチラシを目にすることがあるため、事業所において職員が不足している状況を感じている。また、コロナだけでなくインフルエンザの発生も懸念される中、コロナは現在自宅療養での対応が多くなっており、不安もある。市にもそういった相談はあるのか。

山崎課長：介護職員の不足は大きなテーマの一つであると感じている。宮城県などの関係機関や、事業所の団体と連携し、介護助手の確保といった取り組みを行っている。また、コロナやインフルエンザについてであるが、自宅療養の相談等は保健所に問い合わせがあると存じている。感染者の数なども関係しているため、コールセンター等を通じて丁寧に対応していると認識している。

矢吹委員長：人材の確保については大きな課題であり、随時情報提供いただきたいと思う。

黒島委員：虐待に関連し、実地指導での改善指示事項において、身体拘束についての項目もいくつか見られた。先ほど、不適切なケアの積み重ねが虐待の事案につながるという話もあったが、委員会や研修については、事業所内の同じメンバーでの実施では形骸化してしまう恐れがあるため、外部の人が入ることも大事ではないかと思う。

山崎課長：集団指導や実地指導においても、虐待防止について重点的に確認や周知を行っているところではある。コロナの影響により実地指導の実施が難しい状況もあり、集団指導の際には、指導内容が事業所内で浸透しているのかについて、確認を求めるといった取り組みも行った。職員一人一人に浸透するための良い取り組みがあれば、今後も取り入れていきたいと考えている。

矢吹委員長：コロナは密室を作ってしまうことがあり、地域や第三者の目が届きにくいという深刻な状況であり、虐待が起きやすい状況を作ってしまう。オンラインも含めた新たな取り組みがあれば、今後も周知していく。

矢吹委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第8期計画期間 第5回会議)

日時：令和4年6月24日（金）
午前10時～

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4-1)

3 議 事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料5)(参考資料5-1～5-6)
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料6)(参考資料6-1)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 小規模多機能型居宅介護(建設建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護及びの募集結果について
- 資料 2 指定地域密着型サービスの事業の廃止について
- 資料 3 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について
- 資料 4 施設の整備状況について
- 参考資料 4-1 施設整備状況一覧表(令和 4 年 6 月 1 日現在)
- 資料 5 指定地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 5-1～5-6 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業概要
- 資料 6 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
- 参考資料 6-1 指定地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況等について

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第8期計画期間 第5回会議）議事録

日時：令和4年6月24日（金）10:10～

オンライン開催（事務局：健康福祉局第4会議室）

<出席者>

【委員】

折腹実己子委員、小坂浩之委員、佐藤善昭委員、田口美之委員、土井勝幸委員、矢吹知之委員長、渡邊純一委員 以上7名、五十音順

【仙台市職員】

伊藤保険高齢部長、北村介護保険課長、古城介護事業支援課長、笠間介護保険課管理係長、稲辺介護事業支援課居宅サービス指導係長、磯田施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(4)及び議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4-1)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

折腹委員：資料2の事業所の廃止について、小規模多機能型居宅介護事業所の廃止理由が利用者の減少により事業継続が困難になったためであり、利用者は関連施設等へ移行済みとあるが、所在地の中学校区における利用者の状況はどのようになっているのか。また、利用者は関連施設等へ移行済とのことだが、移行先の事業所は近隣であったか。また、利用に差し支えはなかったか。

稲辺係長：廃止となった小規模多機能型居宅介護事業所は、令和3年度より休止していた。

隣の中学校区に同法人による同サービスの別事業所があり、そちらの事業所へ

の移行を含めて利用者の調整を行っていた。

矢吹委員長：同法人は、小規模多機能や有料老人ホームの事業所を市内で複数運営している。廃止となる小規模多機能の利用者に、どの程度認知症の症状がある方がいたか把握していないと思うが、そのような方が有料老人ホームに移行した場合には、ケアが行き届くのか気になるところである。

田口委員：資料 2 に記載の運営法人の吸収合併に伴う事業所の廃止だが、どの法人に吸収合併されるのか。

稲辺係長：資料 5 でも説明する通り、今回新規申請を行っているグループ法人に吸収合併される。

田口委員：法人内の事業再編に伴うもので、事業所の内容に変更はないということでよいか。また、同法人が運営する市内のグループホームは、資料に記載の事業所以外にもあるか。

稲辺係長：利用料金や職員の体制等については特に変更がない。また、同法人による市内のグループホームは資料に記載している事業所がすべてである。

矢吹委員長：小規模多機能所の廃止について、13 年 5 か月の運営期間がある事業所が利用者の減少により廃止するということだが、この地域には小規模多機能を利用する人が少ないのか。もしくは既に充足している地域ということか。

稲辺係長：詳細な分析はしていないが、小規模多機能の応募状況が思わしくないところもあり、9 期計画に向けてはニーズ等についても考えていく必要があると思われる。

矢吹委員長：計画目標に関わることであり、計画の見直しや募集の周知方法についての検討が必要になることもある。

田口委員：小規模多機能は、運営のノウハウがある事業者であれば安定した経営ができると感じる。運営側の習熟度による違いがあるのではないかと思われる。

矢吹委員長：運営方法によるところもあるかもしれない。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料 5)(参考資料 5-1~5-6)
事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

土井委員：参考資料 5-2、5-3 の小規模多機能及び看護小規模多機能について、同一敷地内に併設の事業所とのことだが、住宅型有料老人ホームの併設はあるか。地域密着型サービス事業所に併設施設がある場合、仙台市では併設施設利用者へのサービス提供の割合が 50%を超えないよう指導していると思うが。

古城課長：住宅型有料老人ホームの併設はない。小規模多機能と看護小規模多機能は同一敷地内の 1 階と 2 階に分かれて設置される。

土井委員：単独の施設として地域にサービス提供されるということで、素晴らしいと思う。

折腹委員：同じく参考資料 5-2、5-3 の小規模多機能及び看護小規模多機能について、職員の兼務関係はどのようになるか。

古城課長：ケアマネジャーのみ兼務するということだ。

折腹委員：会議や委員会の開催については連携して行われることになると思うが、そのあたりは特に問題はなかったか。

古城課長：連携しながら効果的に開催されるように指導していきたい。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料にある事業者を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について (資料 6) (参考資料 6-1)
事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

小坂委員：グループホームについて、過去に処分を受けていたと思われる事業所があるが、指定期間外であることから更新に問題はないということによろしいか。また、7月 1 日に更新される認知症対応型通所介護については、運営指導が令和 4 年度実施予定となっているが、既に実施されたのか、もしくはこれから実施されるのか。

古城課長：ご指摘のグループホームへの処分は平成 23 年度であったため、指定期間外となっている。また、認知症対応型通所介護への運営指導は今年度まだ実施されておらず、これから行う予定である。

矢吹委員長：グループホームについて、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が平成 30 年度以降開催されていなかったこと、運営推進会議を平成 30 年度以降実施していなかったことに対する改善指示事項の記載がある事業所があるが、これは減算対象となる事項ではないか。

礒田係長：身体拘束未実施減算として、令和 2 年 12 月から令和 3 年 2 月までの間、減算を適用した。その後改善状況を確認し、減算は解除となった。平成 30 年度に運営法人の内部で統制がとれていなかったことや、コロナ禍により、実地指導で指摘するまで委員会の開催が行われていなかったという状況であった。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

矢吹委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

矢吹委員長：コロナウイルスの感染状況によると思うが、オンラインではなく対面で実施することもあり得るか。

稲辺係長：状況を見て検討したいと思う。

田口委員：感染状況が落ち着いているのであれば、委員長がおっしゃる通り対面で実施した方が、より議論が深まると思う。

矢吹委員長：現在の委員の構成になってからは対面での開催をしていないので、対面でできる場合は対面で、オンラインでも足りる場合はオンラインで開催するといったように使い分けができればと思う。

5. 閉会